

第2 産業廃棄物

近年における経済活動の進展、生活様式の多様化、物質的豊かさの増大等に伴い、排出される産業廃棄物の量は膨大なものとなり、かつ、その質においても多様化している。一方、本県には管理型最終処分場が設置されていないため、管理型品目についてはその処理を他県に依存している。

このような状況を踏まえ、平成13年度（平成17年度改訂）に策定した「栃木県廃棄物処理計画」においては、排出の抑制、再資源化、減量化、適正処理を徹底するとともに、県民の理解と協力を得ながら、中間処理施設、最終処分場の安定的な確保を図るための施策を推進することとしている。

特に、産業廃棄物は排出事業者自らが処理することを原則としていることから、その処理を処理業者に委託する場合においても、排出事業者が最終処分まで適正に処理されるよう責任を持つことが重要である。また、処理業者に対しても、適正処理の一層の徹底を図るよう指導することが重要となっている。

1 産業廃棄物に関する現状

(1) 処理処分の状況

栃木県の産業廃棄物の排出・処理の状況（推計量）（表1～6、図1、グラフ1～3）

平成20年度における県内の産業廃棄物排出量は約904万トンと推計される。

また、農業、鉱業を除いた産業廃棄物の排出量約421万トンのうち、中間処理による減量化量は約196万トン、再生利用量は約214万トン、最終処分量は約11万トンと推計される。

処理計画の進捗状況は、次表のとおり、再生利用や最終処分は概ね目標を達成しているが、排出量の目標達成には約17%の減量が必要である。

栃木県廃棄物処理計画の進捗状況

	目標（H22年度）	推計値（H20年度）	備考
排出量	3,501千t	4,208千t	約17%の減量が必要
再生利用率（量）	55%（1,926千t）	51%（2,142千t）	
最終処分量（量）	3%（105千t）	3%（109千t）	

栃木県の産業廃棄物処理業者の処理実績（表7、8、グラフ4～9）

[産業廃棄物処分業者実績]

県内の中間処理業者が処理した産業廃棄物は約399万トンである。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約226万トン、県外の事業者からの受託量が約173万トンとなっている。

県内の最終処分業者が処理した産業廃棄物は約21万トン。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約7万トン、県外の事業者からの受託量が約14万トンとなっている。

中間処理、最終処分ともに埼玉県、東京都、神奈川県等の首都圏からの搬入が多い。

[産業廃棄物収集運搬業者実績]

産業廃棄物収集運搬業者によって県外から搬入された産業廃棄物は約127万トン（中間処理目的約116万トン、最終処分目的約11万トン）、一方、県外に搬出された産業廃棄物は約47万トン（中間処理目的約43万トン、最終処分目的約4万トン）である。

産業廃棄物の排出・処理推計量（平成20年度）

表 1 年度別種類別排出推計量

(単位：千t・%)

	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
		割合		割合		割合		割合		割合
汚泥	3,592	41.2	3,735	41.6	3,744	41.3	3,682	40.7	3,622	40.1
動物のふん尿	2,918	33.5	2,956	32.9	2,981	32.9	2,984	33.0	2,965	32.8
がれき類	1,107	12.7	1,091	12.2	1,105	12.2	1,120	12.4	912	10.1
鉱さい	319	3.7	326	3.6	344	3.8	356	3.9	391	4.3
金属くず	196	2.2	186	2.1	189	2.1	182	2.0	161	1.8
その他	588	6.7	681	7.6	695	7.7	713	7.9	986	10.9
合 計	8,720	100.0	8,976	100.0	9,058	100.0	9,037	100.0	9,037	100.0
()内は前年比	(99.2%)		(102.9%)		(100.9%)		(99.8%)		(100.0%)	

表 2 年度別業種別排出推計量

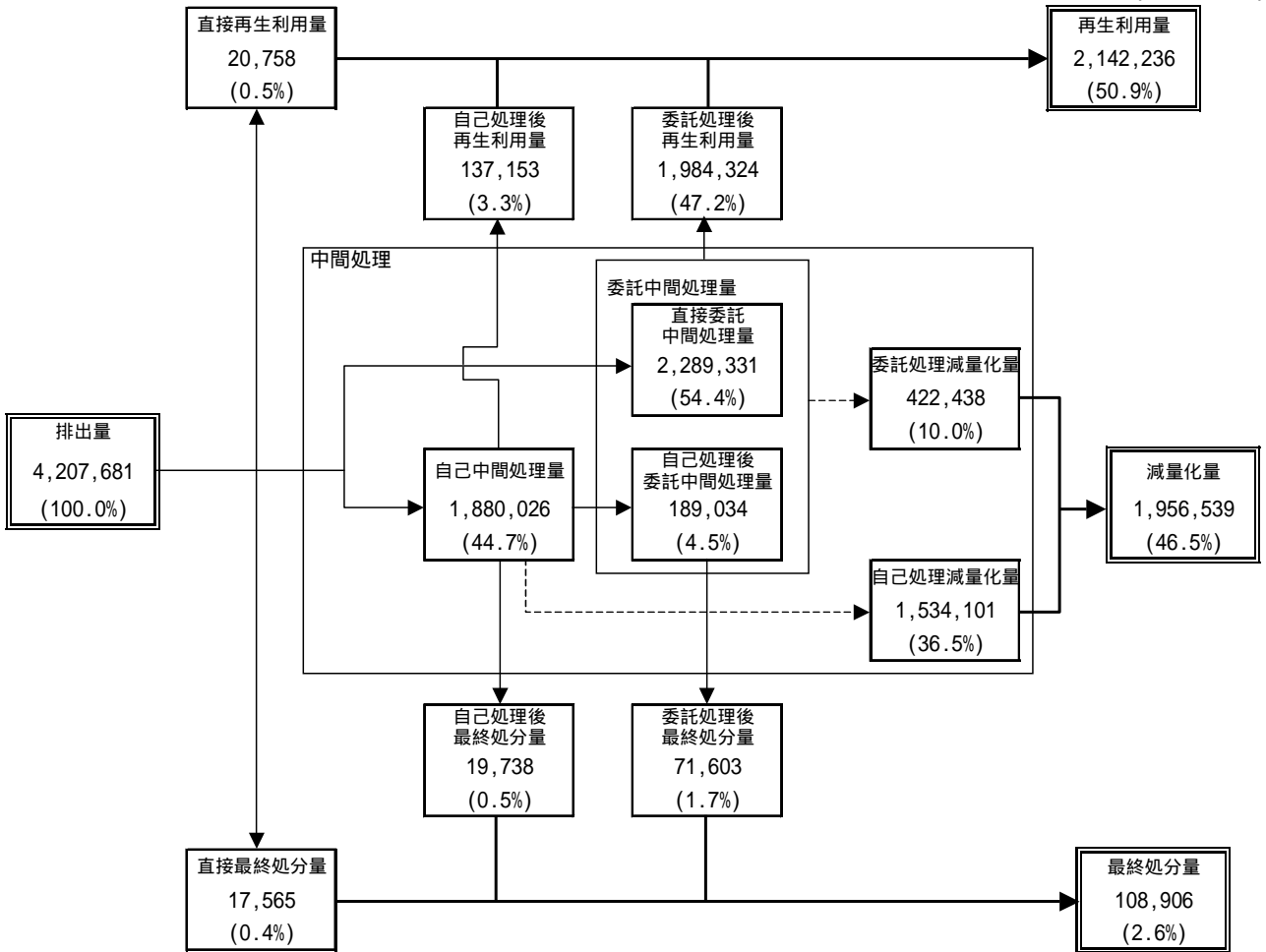
(単位：千t・%)

	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
		割合		割合		割合		割合		割合	
農業	2,925	33.5	2,963	33.0	2,988	33.0	2,991	33.1	2,971	32.9	
鉱業	2,010	23.1	2,022	22.5	2,055	22.7	1,907	21.1	1,858	20.6	
小 計	製造業	1,416	16.2	1,467	16.3	1,495	16.5	1,493	16.5	1,676	18.5
	建設業	1,241	14.2	1,222	13.6	1,228	13.6	1,247	13.8	1,161	12.8
	電気・ガス 水道業	1,055	12.1	1,141	12.7	1,106	12.2	1,208	13.4	1,192	13.2
	その他	74	0.8	163	1.8	186	2.1	191	2.1	179	2.0
小 計	3,786	43.4	3,992	44.5	4,014	44.3	4,139	45.8	4,208	46.6	
合 計	8,720	100.0	8,976	100.0	9,058	100.0	9,037	100.0	9,037	100.0	

1. 平成16年度～19年度の推計量は平成16年度の実態調査及び多量排出事業者の当該年度の実績値に基づく推計量である。
2. 平成20年度の推計量は平成21年度に実施した実態調査に基づく推計量である。
3. 各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一部一致しないことがある。

図 1 県内の産業廃棄物の処理、処分及び再生利用状況フロー（農業・鉱業に係るものを除く）

（単位：トン）



()内は排出量に対する割合

表 3 産業廃棄物の種類別処理状況（農業・鉱業に係るものを除く）

(単位：千t・%)

	再生利用量		減量化量		最終処分量		排出量
		割合		割合		割合	
汚泥	101	5.7	1,654	93.5	14	0.8	1,769
がれき類	886	97.5	0	0.0	22	2.5	909
鉱さい	390	100.0	0	0.0	0	0.0	390
ガラス陶磁器くず	186	94.1	1	0.3	11	5.6	198
木くず	101	56.9	73	41.3	3	1.8	177
金属くず	155	96.2	2	1.0	5	2.8	161
廃プラスチック類	52	44.6	46	39.2	19	16.2	117
その他	270	55.6	181	37.2	35	7.2	486
合計	2,142	50.9	1,957	46.5	109	2.6	4,208

グラフ 1 産業廃棄物の種類別処理状況（農業・鉱業に係るものを除く）

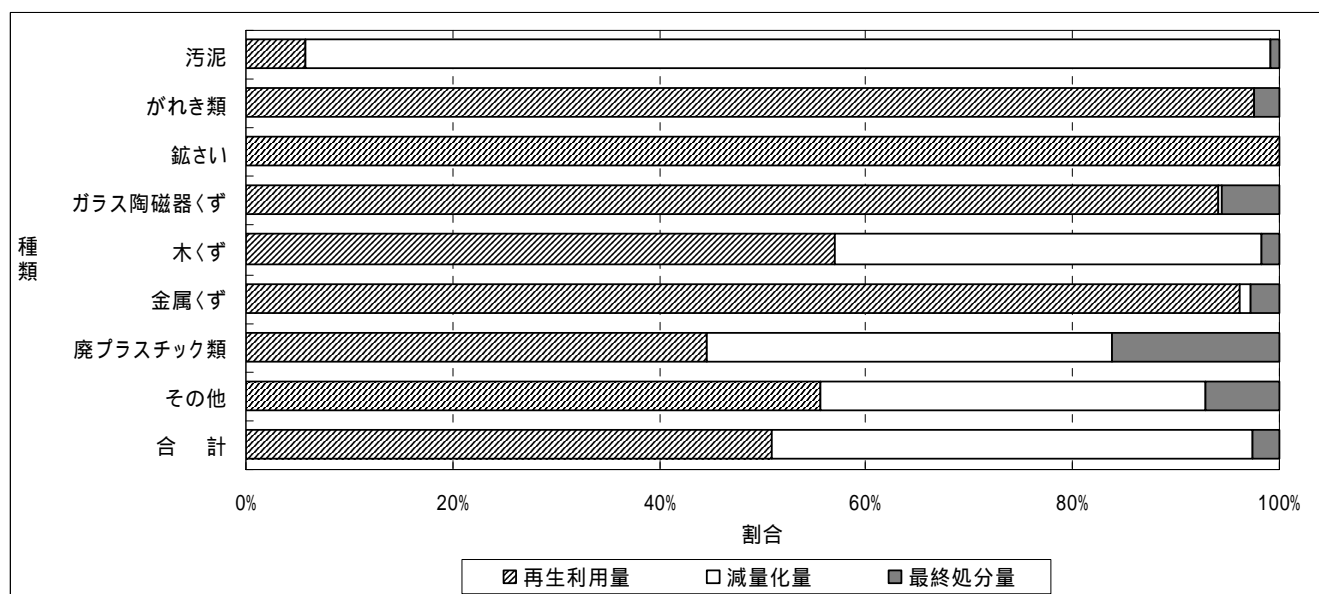


表 4 産業廃棄物の年度別処理状況（農業・鉱業に係るものを除く）

(単位：千t・%)

	再生利用量		減量化量		最終処分量		排出量
		割合		割合		割合	
16年度	2,050	54.1	1,624	42.9	111	2.9	3,786
17年度	2,115	53.0	1,777	44.5	100	2.5	3,992
18年度	2,150	53.6	1,761	43.9	102	2.5	4,014
19年度	2,170	52.4	1,848	44.6	121	2.9	4,139
20年度	2,142	50.9	1,957	46.5	109	2.6	4,208

実態調査及び多量排出事業者の実績値に基づく集計である。

表 5 産業廃棄物の処理状況 - 中間処理 -

(単位:千t・%)

処理区分	自社処理		委託(県内)		委託(県外)		合計
		構成比		構成比		構成比	
脱水	1,505	94.9	14	0.9	67	4.2	1,585
破碎	149	9.8	926	61.0	444	29.2	1,519
焼却	82	27.8	136	46.3	76	25.9	295
切断	1	1.1	124	96.4	3	2.5	128
焼成			27	25.4	79	74.6	106
堆肥化	3	3.8	57	81.2	11	15.0	70
中和	32	38.6	15	18.4	36	43.0	84
油水分離	15	31.1	23	47.0	11	21.9	49
乾燥	16	47.3	16	46.7	2	6.1	33
金属(鉄)回収	5	26.1	14	69.5	1	4.3	21
コンクリート固化	0	0.3	14	65.9	7	33.8	22
非鉄金属回収	4	57.1	0	2.6	3	40.3	6
その他	68	20.8	138	42.2	121	37.0	326
合計	1,880	44.3	1,504	35.4	860	20.3	4,244

1. 自動車リサイクル法に基づく廃自動車は含まれていない。
2. 各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一部一致しないことがある。

【県内排出産業廃棄物の最終処分（推計）の状況】

県内の事業所などから排出された廃棄物で、安定型最終処分場で処理された廃棄物6万6千トンのうち、5万2千トン（78.8%）が県内の処分場で、1万4千トン（21.2%）が県外の処分場で処理されている。

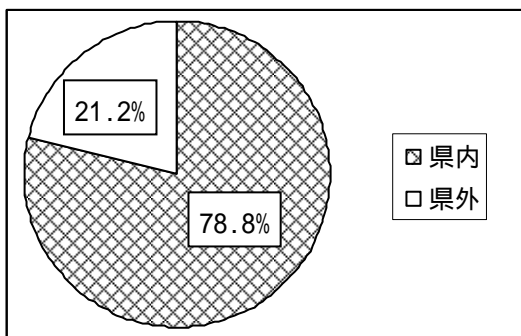
管理型最終処分場で処理された廃棄物は、4万3千トンで、全量が県外の処分場で処理されている。県外の安定型最終処分場で処理された1万4千トンと合わせると、5万7千トン（52.3%）が県外で処理されていることになる。

表 6 県内排出産業廃棄物の処理状況 - 最終処分 -

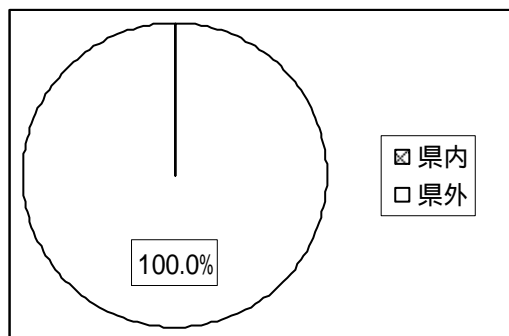
(単位:千t・%)

	県内		県外		合計
	量	構成比	量	構成比	
安定型	52	78.8	14	21.2	66
管理型	-	-	43	100.0	43
合計	52	47.7	57	52.3	109

グラフ 2 最終処分状況 -安定型-



グラフ 3 最終処分状況 -管理型-



産業廃棄物処理業者の処理実績（平成20年度）

表7 処分業者の排出地域別処理実績

(単位:千t・%)

	県内排出		県外排出		合計
		割合		割合	
中間処理業者	2,263	56.7	1,731	43.3	3,994
最終処分業者	67	32.3	141	67.7	208

1. 本表数値は産業廃棄物処理業者の実績報告に基づく。
2. 各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一部一致しないことがある。
3. 表6とは集計方法が異なるので、内訳の数字が一致しないことがある。

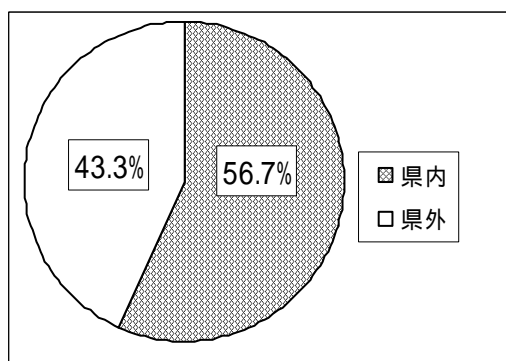
【県内の中間処分業者の処理実績】

県内の中間処分業者の処理量は、399万トンとなっており、県内で排出されたものが226万トン（56.7%）、県外で排出されたものが173万トン（43.3%）となっている。

【県内の最終処分業者の処理実績】

県内の最終処分業者の処理量は、21万トンとなっており、県内で排出されたものが7万トン（32.3%）、県外で排出されたものが14万トン（67.7%）となっている。

グラフ4 排出地域別中間処理実績



グラフ5 排出地域別最終処分実績

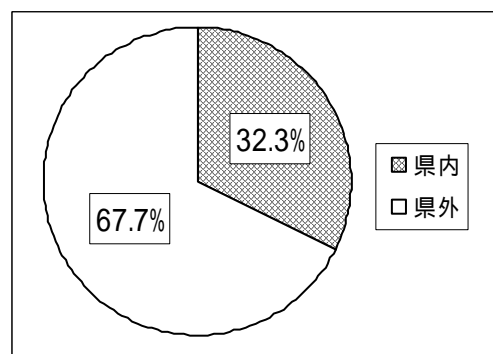


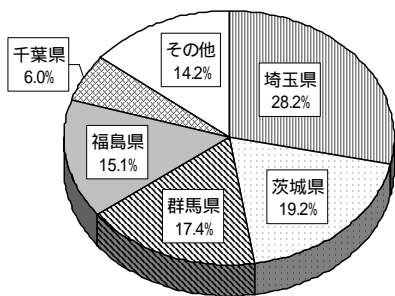
表 8 収集運搬業者の運搬地域別処理実績

(単位：千t)

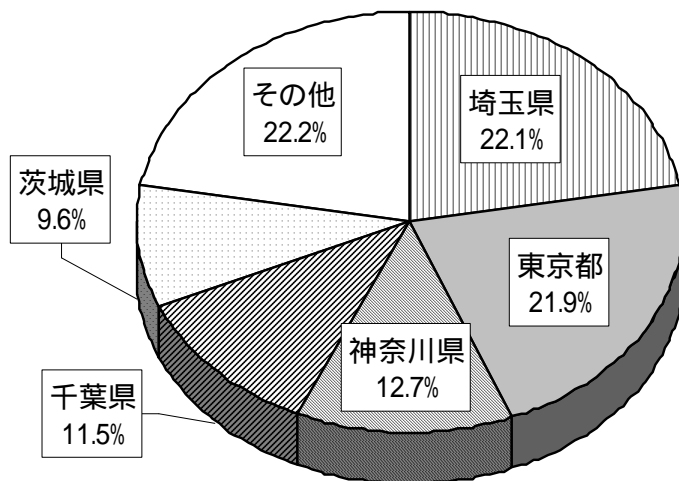
	県内	県内	県内	県外	県外	県内	合計
中間処理目的		1,207		429		1,163	2,799
最終処分目的		24		42		107	173
合計		1,231		471		1,270	

1. 本表数値は産業廃棄物処理業者の実績報告に基づく。
2. 各項目で四捨五入しているため、合計は内訳と一致しないことがある。

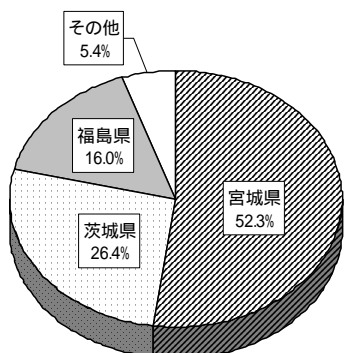
グラフ 6 産業廃棄物収集運搬業者により県外に搬出された産業廃棄物の地域別状況（中間処理目的）



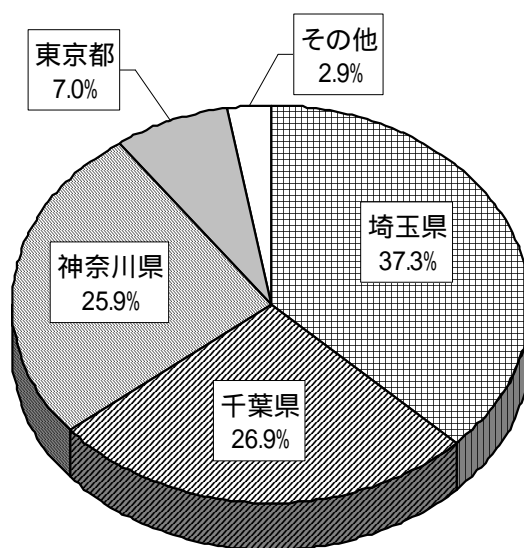
グラフ 7 産業廃棄物収集運搬業者により県内に搬入された産業廃棄物の地域別状況（中間処理目的）



グラフ 8 産業廃棄物収集運搬業者により県外に搬出された産業廃棄物の地域別状況（最終処分目的）



グラフ 9 産業廃棄物収集運搬業者により県内に搬入された産業廃棄物の地域別状況（最終処分目的）



(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況について

中間処理施設は459施設あり、事業者が設置しているものが44施設、処理業者が設置しているものが415施設である。事業者が設置しているのは、脱水(乾燥)施設25施設(1,660t/日)、焼却施設13施設(181t/日)が多い。処理業者は破碎(切断)施設257施設(66,441t/日)、圧縮・減容施設31施設(2,018t/日)、焼却施設24施設(620t/日)などとなっている。

安定型最終処分場は平成20年度末現在46施設が設置されているが、残余容量があるものは15施設である。処理業者の報告等によれば残余容量は約259万 m^3 であり、平成19年度末の約285万 m^3 より約27万 m^3 減少した。

なお、産業廃棄物処理施設等の設置にあたっては、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」及び廃棄物処理施設等協議会において技術的な審査及び関係法令の調整を行っている。

また、特に令7施設のうち最終処分場及び焼却施設については、告示縦覧、市町村長の意見聴取、生活環境保全に関し専門的知識を有する者の意見聴取を行っている。

産業廃棄物処理施設の設置状況(平成21年3月31日現在)

表1 中間処理施設の設置状況

(単位:t/日)

	事業者		処理業者		合計	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
焼却	13	181	24	620	37	801
溶融・焼成	-	-	14	4,760	14	4,760
脱水・乾燥	25	1,660	5	649	30	2,309
油水分離・ろ過	1	32	9	1,085	10	1,117
中和	1	262	13	2,011	14	2,273
破碎・切断	4	665	257	66,441	261	67,106
堆肥化	-	-	22	1,569	22	1,569
固形化	-	-	5	538	5	538
圧縮・減容	-	-	31	2,018	31	2,018
その他	-	-	35	4,792	35	4,792
合計	44	2,800	415	84,481	459	87,282

1. 事業者の施設数は廃棄物処理法の許可対象施設のみ数、処理業者の施設数は許可対象外の施設数を含む。
2. 各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一部一致しないことがある。

表2 安定型最終処分場の設置状況(単位:千 m^3)

	施設数	残余容量
平成10年	49	1,965
11年	42(24)	1,908
12年	45(26)	1,756
13年	48(28)	2,261
14年	46(28)	2,334
15年	47(26)	2,016
16年	44(19)	1,416
17年	45(21)	3,285
18年	46(16)	3,122
19年	46(15)	2,854
20年	46(15)	2,585

施設数の()書きは残余容量のある処分場の数(内数)

(3) 産業廃棄物処理業の状況、産業廃棄物処理業等に係る申請の状況について

産業廃棄物処理業の許可は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4種類に区分されている。

産業廃棄物処理業の状況

平成21年3月末現在、栃木県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者は、3,671業者で、そのうち1,494業者は、県内に主たる事務所を有する業者である。

また、栃木県内で産業廃棄物処分業のうち、中間処理の許可を有する者は210業者、最終処分の許可を有する者は17業者である。

産業廃棄物処理業等の申請状況

平成20年度に廃棄物処理法に基づく処理業等の申請は972件あり、その内912件は収集運搬業に係るものである。

表1 産業廃棄物処理業者の許可状況 (平成21年3月31日現在)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
産業廃棄物 収集運搬業		3,215	3,319	3,211	3,473	3,671	
	県内	1,092	1,428	1,891	1,403	1,494	
	県外	2,123	1,891	1,320	2,070	2,177	
産業廃棄物 処分業	県	175	177	192	166	195	
		宇都宮市	21	19	33	32	32
	中間処理	県	155	160	177	149	179
		宇都宮市	20	18	32	31	31
	最終処分	県	20	17	15	17	16
		宇都宮市	1	1	1	1	1
特別管理 産業廃棄物 収集運搬業		352	357	360	396	405	
	県内	54	68	93	71	64	
	県外	298	289	267	325	341	
特別管理 産業廃棄物 処分業	県	4	5	5	5	5	
		宇都宮市	1	1	1	1	1
	中間処理	県	4	5	5	5	5
		宇都宮市	1	1	1	1	1
	最終処分	県	-	-	-	-	-
		宇都宮市	-	-	-	-	-

1. 収集運搬業については、県許可業者と宇都宮市許可業者のほとんどが重複していることから、県許可業者数のみを計上した。
2. 処分業については、県許可業者と宇都宮市許可業者数を計上した。
3. 「県内」とは、主たる事務所が県内にある処理業者をいい、それ以外を「県外」という。

表2 産業廃棄物処理業等申請件数状況

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般廃棄物処理施設設置許可申請	1	-	2	2
一般廃棄物処理施設の変更許可申請	2	1	1	2
一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請	-	-	-	-
一般廃棄物処理施設の設置法人合併又は分割認可申請	-	-	-	-
産業廃棄物収集運搬業許可申請	319	345	297	270
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請	349	483	421	427
産業廃棄物処分業許可申請	14	11	11	4
産業廃棄物処分業許可更新申請	29	40	23	27
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請	73	85	74	63
産業廃棄物処分業の変更許可申請	15	7	8	2
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請	34	37	39	19
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請	33	34	43	122
特別管理産業廃棄物処分業許可申請	1	-	-	1
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請	-	-	-	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請	14	10	10	11
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請	-	1	-	1
産業廃棄物処理施設設置許可申請	10	10	10	10
産業廃棄物処理施設の変更許可申請	1	1	3	3
産業廃棄物処理施設の譲受け等許可申請	3	1	1	2
産業廃棄物処理施設の設置法人合併又は分割認可申請	-	2	1	-
廃棄物再生事業者登録申請	1	2	2	2
小 計	899	1,070	946	972
県外産業廃棄物搬入事前協議	299	432	432	245
合 計	1,198	1,502	1,378	1,217

(4) 多量排出事業者の状況について

前年度に産業廃棄物の発生量1,000トン、特別管理産業廃棄物の発生量50トンの基準を超えて多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画を作成し報告しなければならない。

また、翌年度には当該計画の実施状況（処理状況報告）について報告しなければならない。

表1 産業廃棄物処理計画等提出状況

	栃木県				宇都宮市			
	処理計画		実施状況報告		処理計画		実施状況報告	
	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管
平成19年度	148	47	139	42	34	12	39	11
平成20年度	145	51	138	47	33	16	33	15
平成21年度	158	55	147	53	36	15	41	15

1. 栃木県、宇都宮市にそれぞれ提出している場合がある。
2. 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物それぞれに提出している場合がある。

2 産業廃棄物対策

産業廃棄物の適正な処理処分を指導するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所に立入検査等を行っている。

(1) 立入検査、指導の状況

県では、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して、延べ2,254件の立入検査を実施した。

立入による指導内容は、施設に関するものが多くを占めている。

県内に立地している排出事業者への立入検査

産業廃棄物の排出事業者など県内に立地している事業所を対象に、延べ1,343件の立入検査を実施し、産業廃棄物の発生状況、保管状況、処理処分及び委託の方法等について監視指導を行った。

収集運搬・中間処理・最終処分業者等への立入検査

収集運搬業者の事業所、処理業者の設置している積替保管施設、中間処理施設、最終処分場を対象に延べ911件の立入検査を実施し、施設の維持管理等について監視指導を行った。

口頭指導、文書指導状況

立入検査にあたって、358件の口頭指導、171件の文書指導を行った。

(2) 行政処分の状況

7業者について産業廃棄物処理業の許可の取消しを行い、3業者について業の全部停止を命じた。

表1 産業廃棄物関係立入検査等件数(平成20年度)

内容	対象	計(件)	環境森林事務所等の内訳(件)				
			県西	県東	県北	県南	小山
立入検査	事業者	1,343	14	230	519	23	557
	処理業者	911	87	94	398	52	280
	計(件)	2,254	101	324	917	75	837
口頭指導	事業者	144	5	35	66	5	33
	処理業者	214	18	19	97	11	69
	計(件)	358	23	54	163	16	102
文書指導	事業者	80	0	19	32	6	23
	処理業者	91	4	17	20	26	24
	計(件)	171	4	36	52	32	47

表2 立入検査による指導状況(平成20年度)

指導項目	計(件)	環境森林事務所等の内訳(件)				
		県西	県東	県北	県南	小山
処理施設関係	57	9	5	25	5	13
保管施設関係	117	3	27	24	16	47
委託基準関係	102	0	30	19	41	12
帳簿記載関係	115	6	15	32	17	45
その他	256	20	43	115	27	51
合計(件)	647	38	120	215	106	168

表3 行政処分等の状況（平成20年度）

処 分 内 容	件 数	根 拠
1 産業廃棄物管理票の使用等に関する勧告	-	法第12条の6
2 産業廃棄物収集運搬業許可申請不許可処分	-	法第14条第3項
3 産業廃棄物収集運搬業停止命令	3	法第14条の3
4 産業廃棄物処分業停止命令	-	
5 産業廃棄物収集運搬業許可取消し	7	法第14条の3の2
6 産業廃棄物処分業許可取消し	-	
7 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取消し	1	法第14条の6
8 特別管理産業廃棄物収集運搬業停止命令	1	
9 特別管理産業廃棄物処分業許可取消し	-	
10 特別管理産業廃棄物処分業停止命令	-	
11 産業廃棄物処理施設の停止命令	-	法第15条の2の6
12 産業廃棄物処理施設許可取消し等	-	法第15条の3第1項
13 事業者からの報告徴収	6	法第18条
14 処理業者からの報告徴収	3,799	
16 改善命令	2	法第15条の2の6
17 改善命令	-	法第19条の3
18 措置命令	-	法第19条の5
19 措置命令	-	法第19条の6
20 告発	-	

1. 同一業者が2以上の行政処分等を受けた場合は、件数はそれぞれ計上している。

2. 処理業者からの報告徴収には全処理業者を対象とした実績報告を含む。

3 PCB廃棄物の現状と今後の処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性等の特性から電器機器の絶縁油としてトランスやコンデンサに使用されるなど幅広い用途に利用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降その製造が原則禁止されており、その保管・処理に対する体制を速やかに整備することが求められてきた。

これにより、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特措法」という。）」が成立し、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管等の状況を都道府県知事等に届け出ることとされた。

また、PCB廃棄物の処理については、現在、日本環境安全事業㈱（旧環境事業団の実施していたPCB廃棄物処理事業を継承して設立された政府全額出資の特殊会社。以下「JESCO」という。）が全国を5つのブロックに分けて事業を進めており、平成16年12月に処理を開始した福岡県北九州市をはじめ、これまでに東京都江東区、愛知県豊田市、大阪府大阪市で処理が行われている。

本県内の事業者が保管しているPCB廃棄物については、平成20年5月から北海道室蘭市の処理施設において処理が開始されている。

PCB廃棄物保管等状況届出内訳（平成20年度末現在）

種 類	保管数	使用数
高圧コンデンサ（台）	5,189	491
低圧コンデンサ（台）	9,583	64
高圧トランス（台）	1,545	861
低圧トランス（台）	112	15
柱状トランス（台）	41,791	1
安定器（台）	65,480	6,779
PCB（kg）	61	0
PCBを含む油（kg）	107,641	0
感圧紙（kg）	9,620	0
ウエス（kg）	4,871	0
その他機器（台）	1,693	258
汚泥（kg）	44,271	0
その他（kg）	64,282	32,832

ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合など、台数（個数）や重量で計上できないものについては、除外している。

宇都宮市が所管する届出分も含む。

JESCO 北海道事業場における処理実績（少量保管事業者）

年度	トランス類（台）	コンデンサ類（台）	合計
20	1	90	91